

1 審査会の結論

実施機関が行った部分公開決定は、妥当である。

2 異議申立人の主張要旨

(1) 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、異議申立人が平成17年7月21日付けでいなべ市情報公開条例（平成15年いなべ市条例第8号。以下「条例」という。）に基づき行った「地理情報システム（GIS）に関する一切の文書」の公開請求に対し、いなべ市長（以下「実施機関」という。）が平成17年8月4日付けで行った部分公開決定処分取消しを求めるというものである。

実施機関が部分公開とした公文書のうち、「プロポーザル評価点数表」、「再審査参加社見積額一覧」及び「第2回地理情報システム構築業務プロポーザル審査委員会概要」（以下「本件対象公文書」という。）については、公開されるべきであるというものである。

(2) 異議申立ての理由

異議申立人の主張を総合すると、本件対象公文書は、次の理由により条例第9条第3号本文に該当せず公開されるべきであるというものである。

ア プロポーザル評価点数表について

企業名は、法人等の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報には該当しない。市場主義社会において、企業は各種の評価にさらされていることが通常であり、健全な市場形成のために、各企業に対する適切な評価が市場に提供されることは、歓迎すべきことである。適切な評価ならば明らかになっても、審査員の審査結果が明らかになるだけであって、法人等の競争上の地位その他正当な利益を害することはない。審査結果を非公開とすることによって保護されるべき「正当な利益」は、各企業にはないというべきである。

イ 再審査参加社見積額一覧について

プロポーザル参加企業の見積金額は、当然公開されるべき情報であり、法人等の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報に該当しない。契約の透明性を確保するためにも、各企業の見積金額の公開は必要である。仮に、本件見積金額が営業戦略上の特別な金額設定であるとしても、契約の透明性確保の要請を退けてまで非公開とする利益はない。受注業者の見積金額を公開しただけでは契約の透明性は確保されず、契約締結にいたらなかった業者の見積金額が公開されてこそ契約の透明性が確保される。

ウ 第2回地理情報システム構築業務プロポーザル審査委員会概要について

審査委員会の審査結果は、明らかになっても、法人等の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報に該当しない。適切な評価ならば明らかになっても、審査員の審査結果が明らかになるだけであって、法人等の競争上の地位その他正当な利益を害するものとは認められない。

3 実施機関の説明要旨

実施機関は、次の理由により、本件対象公文書を非公開とした。

(1) 本件対象公文書について

本件異議申立ての対象となっている公文書は、いなべ市がいなべ市地理情報システム構築業務の委託に際して、業者選定過程で作成した公文書であり、法人に関する情報が含まれている。

(2) 条例第9条第3号該当性について

ア 条例第9条第3号本文該当性について

(ア) プロポーザル評価点数表について

上記公文書中の企業名(契約締結に至った1社を除く6社分)は、公開することにより、当該法人等の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報である。

上記公文書中において評価項目ごとの合計点数を公開しており、企業名を公開することにより、各企業からの提案に対するいなべ市の評価が明らかとなる。これらの情報は、条例第9条第3号本文に定める法人等の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報に該当すると判断した。

(イ) 再審査参加社見積額一覧について

上記公文書中の企業名(契約締結に至った1社を除く3社分)は、公開することにより、当該法人等の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報である。

上記公文書中にプロポーザル審査点数が記載されているため、企業名が明らかになると、前記(ア)の公文書の情報と結びつくこととなり、前記(ア)で非公開とした情報が明らかとなる。したがって、これらの情報は、条例第9条第3号本文に定める法人等の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報に該当すると判断した。

(ウ) 第2回地理情報システム構築業務プロポーザル審査委員会概要について

上記公文書中の企業名に対応する数字(契約締結に至った1社を除く。)及び企業に対する評価は、公開することにより、当該法人等の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報である。したがって、これらの情報は、条例第9条第3号本文に定める法人等の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報に該当すると判断した。

イ 条例第9条第3号ただし書該当性について

本件対象公文書の情報は、法人等の情報であっても事業活動によって生じる危害から人の生命、身体及び健康を保護し、又は違法若しくは著しく不当な事業活動によって生ずる支障から市民の生活を保護するため公開することが必要である情報とはかかわりのない情報である。したがって、条例第9条第3号ただし書ア、イ又はウに定める法人等情報の例外に該当しないことは、明らかである。

4 審査会の判断

(1) 基本的な考え方について

いなべ市情報公開条例の制定目的は、市民の公文書の公開を請求する権利を明らかにし、市民の市政に対する理解と信頼を深め、開かれた市政を一層推進するというものである。条例は、原則公開を理念としているが、公文書を公開することにより、請求者以外の者の権利利益が侵害されたり、行政の公正かつ適正な運営が損なわれるなど公益を害することがないよう、原則公開の例外を定めている。

当審査会は、情報公開の理念を尊重し、条例を厳正に解釈して、以下について判断する。

(2) 本件対象公文書について

本件異議申立ての対象となっている公文書は、いなべ市がいなべ市地理情報システム構築業務を委託する際の業者選定過程で作成した公文書であり、提案業者名、見積金額、評価点数、審査委員の意見(評価)等の法人に関する情報が含まれているものと認められる。

(3) 条例第9条第3号について

本号は、法人等又は事業を営む個人の健全で適正な事業活動の自由を保護する必要があることから、

事業活動に係る情報で、公開することにより、当該法人又は個人の競争上の地位その他正当な利益が害されると認められるものが記録されている公文書は、非公開とすることを定め、一方で本号ただし書は、法人等の情報であっても事業活動によって生じ、又は生ずる危害から人の生命、身体及び健康を保護し、又は違法若しくは著しく不当な事業活動によって生じ、又は生ずる支障から市民の生活を保護するため公開することが必要であると認められる情報が記録されている公文書は、本号本文に該当する場合であっても、公開することとしている。

ア 条例第9条第3号本文該当性について

(ア) プロポーザル評価点数表には、提案業者名(7社)並びに品質要件等、システム機能評価、審査員点数及びデモンストレーション評価について点数化し、合計した数値が記載されている。これらの情報は、各企業の提案内容に対するいなべ市の評価結果を示す情報である。このような、公的機関であるいなべ市の情報が公開されることにより今後同様のシステムを導入する他の自治体等での判断に影響を与えるおそれがあり、提案業者の不利益となる可能性がある。

異議申立人は、金融機関の格付評価を例に企業に対する評価が明らかになることに公益性がある旨主張しているが、証券を始めとする金融商品の相対的な信用度を投資家に示すものと本件対象公文書の評価とはその目的もおおのずと異なるものである。

したがって、条例第9条第3号本文に定める法人等の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報に該当すると判断する。

(イ) 再審査参加社見積額一覧には、再審査に参加した4社の見積金額が記載されている。その内容は、当初提出時の見積金額と再提出時の見積金額に区分されている。当初提案時の見積内容は、業者の提案内容についての見積金額及び運用時の保守費用についての見積金額に区分されており、当該企業名とともにプロポーザル審査点数が記載されている。再提出時の見積内容は、市が希望する仕様(仕様内構築費用)についての見積金額、各業者の独自提案(仕様外構築費用)についての見積金額及び運用時の保守費用についての見積金額に区分されている。当該企業名とプロポーザル審査点数が公開されることにより、前記(ア)の情報も明らかとなる。

したがって、条例第9条第3号本文に定める法人等の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報に該当すると判断する。

なお、実施機関は、上記公文書中の企業名を非公開としたが、各提案業者の見積金額を公開し、契約の透明性の確保と法人等情報の保護を調整したものと認められる。

(ウ) 第2回地理情報システム構築業務プロポーザル審査委員会概要には、再審査に参加した4社の社名及び企業名に対応する数字並びに当該4社に対する審査員意見(評価)が記載されている。これらの情報は、各企業の提案内容に対するいなべ市の評価の結果を示す情報である。これら公的機関であるいなべ市の情報が公開されることにより、今後同様のシステムを導入する他の自治体等での判断に影響を与えるおそれがあり、提案業者の不利益となる可能性がある。

したがって、条例第9条第3号本文に定める法人等の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報に該当すると判断する。

イ 条例第9条第3号ただし書該当性について

本件対象公文書の情報は、法人等の情報であっても事業活動によって生じ、又は生ずる危害から人の生命、身体及び健康を保護し、又は違法若しくは著しく不当な事業活動によって生じ、又は生ずる支障から市民の生活を保護するため公開することが必要である情報とは認められず、また、それらに準ずる情報とも認められないので、ただし書ア、イ又はウのいずれにも該当しないと判断する。

(4) 結論

本件対象公文書は、市条例第 9 条第 3 号本文に該当し部分公開決定が妥当であると判断する。よって、主文のとおり答申する。

5 審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別紙

審査会処理経過

年月日	処理内容
平成 17 年 10 月 25 日	諮問書受理
平成 17 年 10 月 27 日	実施機関の経過及び非公開理由説明（第 5 回審査会）
平成 17 年 11 月 24 日	実施機関の追加説明及び審議（第 6 回審査会）
平成 18 年 1 月 26 日	実施機関の追加説明及び審議（第 7 回審査会）
平成 18 年 2 月 23 日	審議及び答申（第 8 回審査会）

いなべ市情報公開・個人情報保護審査会

役 職	氏 名	備 考
会 長	坂東 行和	四日市大学総合政策学部教授
会長代理	杉岡 治	弁護士
委 員	伊藤 征記	地元有識者 団体役員
委 員	伊藤 裕	鈴鹿国際大学国際学部教授
委 員	杉浦 肇	弁護士